⑷　探索された不要発射の最大値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の測定の精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして不要発射の周波数を求める。

⑸　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、不要発射の全放射面における総合放射電力（ＴＲＰ）を求めて測定値（バースト波の場合はバースト内平均電力）とする。

⑹　搬送波の送信周波数帯域が27GHzを超え27.5GHz以下の周波数を含む場合は、次の手順により追加測定を行う。

ア　スペクトル分析器の設定を２⑶とする。

イ　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、最大となる方向に試験用空中線を配置する。

ウ　探索された不要発射の最大値に分解能帯域幅換算値（＝10log（参照帯域幅／分解能帯域幅））を加算した値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値に分解能帯域幅換算値を加算した値を測定値とする。

エ　ウにおいて許容値を超える場合は、スペクトル分析器の設定を２⑷とし、掃引周波数幅内の全データについて参照帯域幅当たりの電力総和を算出する。

オ　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、試験装置の参照帯域幅当たりの不要発射が最大となる方向に試験用空中線を配置する。

カ　不要発射の全放射面における総合放射電力（ＴＲＰ）を求めて測定値（バースト波の場合はバースト内平均電力）とする。

⑺　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

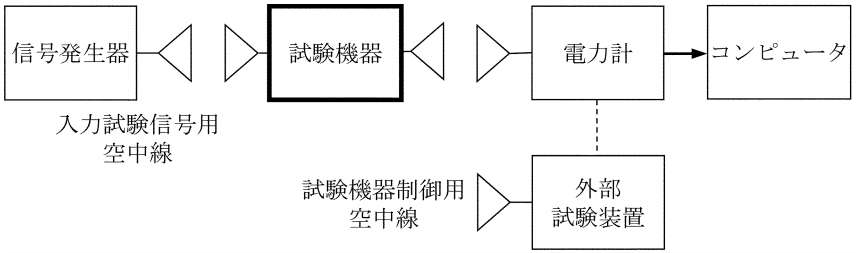
５　試験結果の記載方法

⑴　測定帯域ごとに周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

⑵　多数点を記載する場合は、許容値の帯域ごとに測定値の降順に並べて記載する。

六　空中線電力の偏差

１　測定系統図



２　測定器の条件等

電力計の型式は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれらと同等の性能を有するものとする。

３　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　試験周波数及び最大出力に設定し、継続的バースト送信状態とする。

⑶　空中線の指向性を固定する。